

事務連絡

令和6年3月27日

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

**指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが
可能となることに伴う取扱いについて（通知）**

標題の件について、介護予防支援の指定に関する手続きには、令和6年3月25日付発出「指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける場合の申請手続きについて（通知）」において、お示したところですが、別紙のとおり関係する取扱いについてお知らせしますので、申請手続き及び運営にあたっては、必ずご確認ください。

【問い合わせ先】

福祉局高齢社会部事業者指導課 在宅指導係 TEL:092-711-4257

※「2 利用者への対応について」は、

福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課 地域包括支援センター係 TEL:092-711-4373

指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが可能となることに伴う取扱いについて

1 制度の概要・変更点（令和6年4月1日から）

	サービス種別	算定	担当事業所
事業対象者	総合事業のみ	介護予防	・地域包括支援センター（委託不可）
要支援1・2	総合事業のみ	ケアマネジメント費	・地域包括支援センター（委託可）
	予防給付（※1） + 総合事業	介護予防支援費	・地域包括支援センター（委託可） ・指定介護予防支援事業所（※2）

※1 予防給付とは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護をいう。

※2 介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所を指す（以下、同じ）。

2 利用者への対応について

(1) 新規に要支援認定を受けた人

- ・指定介護予防支援事業所へ本人・家族等から直接相談があった場合、センターを介さず指定介護予防支援事業所と契約することは可能。総合事業のみの利用の場合はセンターからの委託のみ可能。

(2) 現在センターから委託を受けている指定介護予防支援事業所が、利用者との直接契約を希望する場合（総合事業のみ利用者を除く）

- ・指定介護予防支援事業所から利用者へ説明し、同意が得られれば契約を変更することは可能。

3 指定介護予防支援事業所が介護予防支援を行う場合の取扱いについて

○契約の締結

- ①重要事項説明書及び個人情報使用同意書を交付、説明し、同意を得る。
- ②利用申込者と契約を締結する。
※現在センターと契約している利用者については、センターとの契約内容（契約解除規約等）に注意し、指定介護予防支援事業所との契約については、センターと連携のうえ実施すること。
- ③利用申込者に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に必要事項を記入してもらい、各区の福祉・介護保険課に届け出る。

○アセスメントの実施

- ※契約前にセンターからの受託等により、担当していた場合であっても、再アセスメントを実施すること。

○介護予防サービス・支援計画原案の作成



○サービス担当者会議の開催

↓ ※軽微な変更には該当しない。

○介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意及び交付

4 指定介護予防支援事業所に対するセンターの一定の関与

- ・介護予防支援の適切有効な実施のための指定介護予防支援事業所からの相談等への対応（改正介護保険法第115条の30の2第2項）
- ・既存の居宅サービス計画の検証に加え、介護予防サービス計画の検証の実施（改正介護保険法第115条の45第2項第3号）

5 給付管理における留意点

- ・総合事業のみの利用となる場合は、センターが担当することとなるため、指定介護予防支援事業所で担当する利用者が、サービス内容変更により総合事業のみの利用となった場合は、利用者の住所地の圏域のセンターに引き継ぐこと。ただし、指定介護予防支援事業所が、指定居宅介護支援事業所として、センターからの委託の登録をしている場合は、委託に切り替えて利用者を継続して担当することが望ましい。
- ・予防給付と総合事業の両サービスを受ける予定の利用者のうち、月によって、予防給付の利用がない場合が想定される利用者は、センターからの委託で担当すること。

※ 国の制度上、

- ・予防給付の実績がない月は、介護予防支援費の請求ができない
- ・担当変更の都度、サービス計画依頼届（変更）の提出を要する
- ・サービスの提供にあたり、担当する事業所において、一連の手続きが行われていない場合には、利用者の10割負担が発生する恐れがある 等

給付管理において様々な支障や煩雑な手続きが生じる恐れがあることから、上記措置を推奨する。

6 その他留意点

- ・指定の申請にあたっては、介護予防ケアマネジメントの概要・目的・一連の手続等を理解した上で、届け出ること。
- ・要支援者のサービス計画については、介護予防サービス計画書の様式を使用して作成し、居宅サービス計画書を使用することはできないことに留意すること。
- ・担当する利用者は福岡市が保険者であるものに限る。ただし、福岡市に住民票がある住所地特例対象者は、担当することが可能。
- ・本市が毎月指定介護予防支援事業所一覧表を作成し、市ホームページに掲載する。
- ・本取扱いについては、令和6年3月27日時点における国の通知等を基に作成したものであり、以降、国の通知等が発出された場合には、内容を見直す場合があります。